

統一協会問題の疑惑究明と被害者救済

日本共産党宇治市会議員団提案の意見書 自民、公明、うじ未来、維新・宇治が反対

宇治市議会9月定例会では、日本共産党宇治市会議員団が提案した「統一協会に関わる疑惑の究明と被害者救済を求める意見書」について採決が行われました。

意見書の案文(中略)は次の通りです。

統一協会による活動は、一部の政治家とも結びつき、選挙での支援の見返りに、違法な靈感商法や高額献金をおこなわせる広告塔として政治家を利用してきた。その活動は地方自治体にまで影響が広がっていることが指摘されている。

よって、国におかれては、統一協会と政治との関係について徹底的に究明し、統一協会による新たな被害が生じないようにするとともに、靈感商法や高額献金の被害者の救済にあたるように求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

「統一協会に関わる疑惑の究明と被害者救済を求める意見書」の採決結果

共産 7	自民 4 (議長除く)	公明 5	うじ未来 (立憲3・国民 2・無所属2)	維新 1 京都宇治 1	無会派 (浅井)	無会派 (佐々木)
○	×	×	×	×	×	○

※議長を除く各会派の賛否の状況。数字は採決に参加した議員数

結果は上表の通り、19人の議員(議長:自民を除く)が反対し否決されました。

宇治市議会でも自民党議員の一人が、統一協会イベント(※下参照、中止)の世話人になっていました。

いまだ疑惑の全容は解明されていません。また、被害者救済は国会でも新法制定が党派を超えて進める課題として議論されています。

行事：新型コロナ終息を願う京都1万人祈りの集い ～世界平和への道～

日時：2021年4月4日(日)

主催：新型コロナ終息を願う京都1万人祈りの集い実行委員会

共催：天の父母様聖会・世界平和統一家庭連合、京都府平和大使協議会他

このイベントの印刷物には、呼びかけ人：二之湯智(元自民党参院議員)、

世話人：木本裕章(自民党宇治市会議員)の名前が記載されていました。



当時の告知ビラ →

党議員団は、地方政治でも疑惑究明と被害者救済に全力をあげます

日本共産党
宇治市会議員団

議員団だより 2022年12月4日号

宇治市宇治琵琶33 宇治市役所内

TEL: 0774-22-3141 FAX: 0774-24-7884

ご意見・
ご相談は
こちらへ →



太陽光発電設備の適正な設置に関する条例の制定へ パブリックコメント(市民意見)を出し、より良い条例に

2018年に、宇治市平尾台の住宅地に隣接する1万3600㎡(4100坪超)の土地に、702kw(パネル2700枚)の太陽光発電施設の建設計画が持ち上がりました。当時、太陽光発電設備の設置について、ほぼルールがありませんでした。

そこで、地域住民の方が、住環境への影響などを考え、今後も住み続けたいと思う宇治市となるよう条例の制定を求め、「太陽光発電設備の設置に関する規制条例の策定についての請願」を18年9月議会に提出、全会一致で採択されていました。

11月14日の建設・水道常任委員会で「(仮称)宇治市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例(初案)」が示され、パブリックコメント(市民意見募集)を実施し、2023年3月定例会での成立を目指す報告されました。請願採択から実に4年もの時間を要しています。

パブリックコメントは、2022年11月22日(火)から12月21日(水)まで。条例案や記入用紙は、市内の公共施設に置かれています。市ホームページでも閲覧できます。

条例の概要は以下の通りです。

【目的】

太陽光発電設備の適正な設置に関して必要な事項を定めることにより、災害の発生の防止並びに良好な自然環境、景観の保全及び地域との調和を図り、市民の生活環境の保全に寄与することを目的とします。

【禁止区域を設ける】

- ◆都市計画法に規定する風致地区の区域
- ◆都市計画法に規定する市街化調整区域のうち、都市計画法に規定する市街化区域と接する区域から25m以内の区域 他

【抑制区域と条例対象の規模】

- ◇禁止区域以外の市域を抑制区域とし、次の規模以上の太陽光発電設備の設置には市長の許可が必要となります。ただし、建築物の屋根等に設置するものは除きます。
- ◆計画発電量が50kw以上若しくは事業区域の面積が500㎡以上、又は支柱型施設の設置

大規模な太陽光発電施設は、地滑りや土砂災害、パネル破損による有害物質流出、住環境の悪化などの事例があるため、住民との「協定」の締結を条例に定めている自治体もあります。

今回の条例には、「禁止区域」、「抑制区域」の設定や「事業の廃止・終了時の措置」などは示されています。しかし、宇治市と事業者の「事前協議」がある一方、住民と事業者の「事前協議」や「協定締結」が無く、「周辺住民への説明会の開催」しか規定がありません。

市民の生活環境の保全に寄与することを目的の一つとするのであれば、「協定締結」などは不可欠です。

パブリックコメントでみなさんの意見を出し、より良い条例にしていきたいと思います。

